

## [ 事案 21-17 ] 配当金請求

- ・平成 21 年 5 月 22 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 8 月 27 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

設計書記載の年金額に比べ実際の年金受取額が少なすぎる。独自に積立配当金、加算年金額を計算したのでその金額支払って欲しいと申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

昭和 6 2 年(当時 50 歳)に保険料払込期間 10 年の 15 年保証期間付の終身年金(定額型)に加入した。10 年後の平成 9 年(60 歳)より、年額 70 万 2,360 円の年金を受領しているが、加入時の設計書に記載されていた年金額約 76 万円との乖離が大きく、到底納得出来ない。

保険証券等に記載されている 10 年経過時(年金支払開始時)の解約返戻金等にもとづいて、当方で独自に計算した年金年額 81 万 480 円(少なくとも設計書記載の 76 万円)を支払って欲しい。

$$\begin{array}{rcl} 10,259,200 \text{ 円} & - & 8,640,000 \text{ 円} & = & 1,619,200 \text{ 円} \\ \text{(10 年経過時解約返戻金)} & & \text{(設計書の払込保険料)} & & \text{(積立配当金)} \\ \\ 1,619,200 \text{ 円} & \div & 14.656 & = & 110,480 \text{ 円} \\ \text{(積立配当金)} & & \text{(保険証券に記載)} & & \text{(加算年金)} \\ \\ 70 \text{ 万} & + & 110,480 \text{ 円} & = & 810,480 \text{ 円} \\ & & & & \text{(年金年額)} \end{array}$$

### < 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人主張の年金額支払いの請求には応ずることが出来ない。

- (1) 配当金は、約款記載のとおり割当て・支払が行われるものであり、申立人主張による計算方法にて算出されるものではない。本件においては、年金開始時まで積立た配当金 34,608 円で、申立人主張の配当金額とはならない。なお、解約返戻金は、約款記載のとおり、年金開始前に解約した場合の金額であり、申立人の計算した配当金には関係のない金額である。本件における年金年額は、責任準備金 (= 約定の積立金) による基本年金額 (70 万円) と加算年金額\* (2,360 円) の合計額である

\* 加算年金とは、年金開始日までの配当金を会社の定める利率で積み立てておき、年金開始時に、責任準備金に充当して基本年金額を充当するもの。

- (2) 申立人の契約年は昭和 6 2 年であり、当時の予定利率は 6.25% と高率で、その後の経済情勢の悪化により実際の運用実績が予定利率を下回り、利差益が全く生ぜず、むしろマイナスとなり、本件のような予定利率が高い契約については、配当が出来ない状況が続き、平成 4 年度以降配当がゼロという状況になった。このため、設計書に記載されている年金額の一部である加算年金額が、設計書記載の金額と大きく乖離することとなった。
- (3) 設計書においても、「記載の加算年金と上乘せ年金については、今後変動(上下)することがあります。将来のお支払額をお約束するものではありません」と記載している。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面にもとづいて審理した結果、下記により、申立人の計算による 81 万 480 円の年金の支払いは、本件保険契約の内容になっていると判断することが出来ない。したがって、申立人の主張を認めることは出来ず、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 解約返戻金は、約款にも記載されているとおり、年金支払開始前に解約した場合に支

払われる金銭であって、加算年金の根拠となる積立配当金とは関係のないものである。

(2)加算年金は、年金支払開始前に毎事業年度毎に割り当てられた社員配当金を年金支払開始日の前日まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てて置き、年金支払開始日に責任準備金に充当して基本年金額を増額するもので、その金額は契約時に定まっているわけではない。

(3)申立人の主張が、「積み立てられた配当金額が少なすぎる」との申立であると理解したとしても、配当金は、定款、約款の定めにより毎事業年度毎に割り当てられるものであり、その金額も契約時に定まっているわけではない。

申立契約においては、年金支払開始前の毎事業年度毎に割り当てられた社員配当金の積立額（積立配当金累計額）が、主にバブル経済崩壊後の極度な経済状況の変化の影響を受けたために、当初の予想配当金額（設計書記載の受取額）を大幅に下回ることとなった。

なお、設計書においても、「記載の加算年金と上乘せ年金については、今後変動（上下）することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません」との記載がある。